

平成 29 年度 事業計画

わらしこ第2保育園

今保育園は、在宅家庭を含めた包括的な立場で地域の子育ての核、センター的な役割となっている。子育ての集いの場、子育てに関わる学びの場としての利用を更に広げ、必要な情報を発信し、理念である子育ての共同化を地域でしっかりすすめる園にする。
わらしこ第2保育園を通して地域の人達と共存可能な努力を続ける。

今年度の方針

<法人職員として>

- ・法人研修を通して、保育の一貫性と両園の連携を図る。
- ・法人の将来について職員間でも考えていく。

<地域について>

- ・地域との共存可能な道を常に意識する。(近隣への配慮)
- ・在宅親子の子育て支援・・・子育て広場事業を通して、わらしこの保育を伝えたり子育てを共有する。

<保育について>

- ・保育、保健、食事の3つの視点で連携をとり、こどもを育てる。(三本柱の保育)
- ・法人研修のテーマでもある「考える力」を園のテーマ、園内研修などでもテーマにおき、こども観、保育観を全職員で一致していく。
- ・畑を利用した食育に取り組み、こどもの心と身体を育てる。
- ・観劇、質の高い生の演奏や歌などに触れられる行事をつくり、こどもに豊かな文化を伝える。
- ・「共同保育」の法人理念のもと、保護者と共にこどもを育てていく。

保育課程に掲げる理念を実践し「地域の核」をめざしてこの事業をおく。

I 保育事業

1 通常保育事業

2 特別保育事業

- ① 零歳児保育特別対策事業かつ産休明け保育
- ② 延長保育事業 零歳児の受け入れ
- ③ 障がい児保育事業
- ④ アレルギー児対応事業

- 3 保育所地域子育て支援
 - ① 子育てひろば事業
 - ② 在宅支援活動事業
 - ③ 赤ちゃんふらっと事業
- 4 サービス点検調整事業
- 5 その他、園の独自行事

II 一時預かり・定期利用保育事業

III その他

I 保育事業

1 通常保育事業

- ・ 11時間開所（7：00～18：00）
- ・ 定員 100名
（0歳：6名、1歳：18名、2歳：19名、3歳～5歳：各19名）

・年間保育スケジュール

- 4月 はじめの一步（入園式、進級式）、親子通園、全体懇談会
- 5月 こどもの日の会、春の年長合宿（5月下旬～6月初旬）
- 7月 七夕の会
- 9月 敬老の日の会、秋の年長合宿（9月下旬～10月初旬）
- 10月 お月見の会、運動会
- 11月 芋煮会、クラス懇談会
- 12月 お楽しみ会、29日～1/3休園
- 1月 餅つき、
- 2月 節分、全クラス懇談会、
- 3月 ひな祭り、巣立ちの会、地球組を送る会

2 特別保育事業

- ① 零歳児保育特別対策事業かつ産休明け保育を実施する
0歳児 6名
- ② 延長保育事業 零歳児の受け入れ
長時間就労の保護者への対応とし1時間の延長保育を実施する。
- ③ 障がい児保育事業（すくすく枠）
アレルギー児対応事業

3 保育所地域子育て支援

① 子育てひろば事業

- ・主として乳幼児（0歳から3歳まで）をもつ親とその子が気軽に集い、交流できる場を提供する。

[子育て相談] 日常的には、園長・主任・栄養士・看護師が相談にあたる。

[自由交流] 地域の方が自由に集える場として園内の子育て支援室を利用できる。（月～金 9:00～12:00）

- ・要予約で食事体験あり。大人・こども1組で400円。

[講座] 年間を通して、楽しい講座を企画・計画する。

② 在宅支援活動事業

[保育所体験特別事業]

目的:保育を必要とする地域の親子に園舎を開放し入所児との交流を通じて育児上の相談などを受ける。

- ・同世代の子どもの姿を見て、子どもの発達のことや、子育ての方法知ってもらったり、感じてもらう。
- ・保育体験の時間は9時～12時。
- ・利用者の食費は、大人400円、子ども300円。

[職場体験]

中学生の育児体験（職場体験）の受け入れ

- ◎ 事前オリエンテーションの実施。（要綱あり）

[保育拠点活動支援]

高校生、大学生、専門学校の実習生の受け入れ・・・主任が対応する。

[健康増進支援事業]

地域の未就学児を対象に健康相談、健康診断をおこなう。

担当 嘱託医、看護師。 要予約。

③ 赤ちゃんふらっと事業

いつでもどこでもふらっと立ち寄れる場所の提供をする。

授乳やおむつの取り換えや立ち寄って遊べるスペースの確保を提供する。

4 サービス点検調整事業

苦情解決委員会

- ・わらしこ第2保育園で生活する子どもの保護者、地域からの苦情を解決するためのシステム
- ・以下の委員、役割を置く
 - ① 苦情解決責任者・・・園長
 - ② 第三者委員・・・3名 河内昌毅・花原幹夫・芝喜久子
 - ③ 苦情受付係・・・主任
 - ④ 苦情解決委員・・・園長、主任、各リーダー

5 その他 園独自事業

合宿

- ・仲間と職員との共同・協働の生活を通して自己肯定感を育み、自信をつける取組みをする。
- ・春と秋の2回の取組みを通して自立の意識を育てる。

II 一時預かり・定期利用保育事業

- ① 定期利用保育・・・保育認定証を持っていて、継続的な就労により保育が必要な場合。
- ② 一時預かり保育・・・リフレッシュ、使用等理由は問わない。
*要綱に従う。

III その他

運営委員会（わらしこ保育園において実施。わらしこ第2保育園は検討する。）

- ・園運営について各組織（理事会・職員会・保護者会・組合）から代表者を出し情報共有の場とする。
- ◎ 理事会（園長）、職員会、保護者会、組合、それぞれから代表者をだす。
- ◎ それぞれの立場から要求をだし、討議しもちかえる。
- ◎ 法人運営については、意見をだすこととする。

<法人研修>

今年度1年間を通して法人研修をおこなう。保育の特色から「考える力」を深める。

理由：「保育士処遇改善費キャリアアップ要件」に於いて人材育成を組織的に取り組む。

<目的>①同じ法人内の両園の保育の質を統一する。

③ 学問と実践を結びつける。

以上